

令和4年12月19日  
全国LVL協会事務局長

## 外国人技能実習制度への対応状況について

### 1 進捗状況

- (1) ベトナム大使館が合板・LVLの職種追加のための要望書作成を了承(令和3年1月)。  
外国人技能実習機構から、要望書は該当する試験実施機関に提出するよう指導。  
このためベトナム大使館に対して、新団体(試験実施機関)設立まで要望書発出を保留してもらおうよう要請。
- (2) 2か国目の実習ニーズとしてフィリピンを検討。監理団体がフィリピン籍の研修生受け入れを仲介。日合連・LVL協会会員社の面接を終え、本年、11月1日時点で、12名の研修生が会員2社で実習。来年7月には8名が、9月には4名が1年の実習終了予定。
- (3) 定款を変更し技能実習評価試験実施を事業に追加した全木連からヒアリング。試験実施機関は全木連、全木連傘下の企業のうち、外国人実習生を受け入れる企業等が部会を設立し、試験実施機関の運営経費の一部を負担。残りの運営経費は受験料から負担。
- (4) 新団体設立に当たって留意すべき事項等外国人技能実習機構に照会。
- (5) 日合連、LVL協会の各総会(令和3年度、4年度)で、新団体立ち上げのための資金50万円を予算計上したが、本年度も未使用の見込み。

### 2 林業関係団体、林野庁等における対応状況

- (1) 令和4年度第2回林政審議会(6月24日)で、林野庁から、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について説明。

【林野庁配布資料から抜粋】

- (8) 外国人材の適正な受入れ(新設)

○労働関係法令等の順守と周知・指導の徹底及び特定技能制度の活用の検討

- (2) 古川法務大臣が、有識者会議を開いて技能実習制度を見直すことを表明。(7月29日)  
政府が、技能実習・特定技能制度の在り方に関する有識者会議を設置。(11月22日)
- (3) 森林・林業・木材産業関係7団体(※)が外国人材の受入れに関する要望書を林野庁長官に提出。(8月26日)

※ 日本林業協会、全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会、全国素材生産協同組合連合会、全国山林種苗協同組合連合会、日本造林協会

(4)中央林業関係 10 団体(※)を正会員とする「林業技能向上センター」が一般社団法人化  
(9月26日)

技能検定制度が構築されると、外国人材の受入れ在留期間(技能実習1号)を3年間(同2号)に延ばすことなどが可能に。

※ 日本林業協会、全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会、全国素材生産協同組合連合会、全国山林種苗協同組合連合会、日本造林協会、全国国有林造林生産業連絡協議会、全国林業改良普及協会、森林施業プランナー協会

(5)令和4年度補正予算案に計上

【外国人材受入れ条件整備】

(林業)評価試験作成、国内外のニーズ調査、受入マニュアル作成等(3千万円)

(木材産業)協議会の設置・運営、外国人材の受入れに必要な環境整備等(8百万円)

(6)令和5年度当初予算案に計上

(林業)外国人材の受入れに向けた国内外の調査、受入マニュアル作成等の条件整備

(木材産業)木材産業における外国人労働力確保

※ 林業関係は林野庁経営課、木材産業関係は木材産業課が担当。